

平成 20 年度環境技術実証事業 VOC 処理技術分野（中小事業所向け  
VOC 処理技術）における実証試験の対象技術の募集について  
（募集期間を延長しました。）

平成 20 年 11 月 7 日

財団法人東京都環境整備公社東京都環境科学研究所

平成 20 年度環境技術実証事業 VOC 処理技術分野における実証試験の対象となる技術（以下、「対象技術」という。）を以下のとおり募集いたします。

1. 対象技術等

1.1. 申請対象の技術

実証試験の対象となる VOC（揮発性有機化合物）処理技術とは、中小事業所の所有する塗装、印刷、工業用洗浄、クリーニング等の施設（大気汚染防止法で VOC 排出抑制に関する自主的取り組みが期待されている施設）から排出される VOC を適正に処理する VOC 処理技術（装置、プラント等）を指します。ここでいう処理には、全量に近い処理ばかりではなく、（バイパス処理等による）部分的な処理も含まれます。

本実証試験ではその中でも特に低コスト・コンパクトであり、メンテナンスが容易で、商業的に利用可能な技術を対象としています。また、VOC 処理技術であることを前提として、臭気物質の除去を目的とした VOC 処理技術も幅広く対象とします。

VOC 処理技術には、大きく分けて分解方式（燃焼、触媒分解など）、除去・分離方式（吸着、冷却凝縮などで、いわゆる回収方式も含む）の 2 種類があるが、その組み合わせ方式も含まれます。

1.2. 対象技術の数

1 件（募集期間を延長した関係で、対象技術の数を限定しました。）

2. 受付期間

平成 20 年 9 月 11 日（木）～12 月 5 日（金）まで

（ただし、申請書 1 件を受理した時点で、受付を終了します。）

3. 申請方法

別添の募集案内のとおり

4. 申請書提出先及び問い合わせ先

財団法人東京都環境整備公社東京都環境科学研究所調査研究科

担当 横田久司、秋山薫

〒136-0075 東京都江東区新砂 1-7-5

電話 03-3699-1331（代表）

## 平成 20 年度環境技術実証事業 VOC 処理技術分野（中小事業所向け VOC 処理技術）における実証試験の対象技術の募集について

平成 20 年 11 月 7 日

財団法人東京都環境整備公社東京都環境科学研究所

財団法人東京都環境整備公社東京都環境科学研究所（以下、「都環研」という。）は、平成 20 年度環境技術実証事業 VOC 処理技術分野（中小事業所向け VOC 処理技術）における実証機関として環境省に承認されました。つきましては、実証試験の対象となる技術（以下、「対象技術」という。）を募集いたします。

### 1. 募集の概要

#### 1.1. 対象技術

本事業の対象となる VOC 処理技術とは、中小事業所である塗装、印刷、工業用洗浄、クリーニング工場等から排出される VOC を適正に処理する技術（装置、プラント等）を指します。VOC 処理技術には、大きく分けて、分解方式（燃焼、触媒分解など）と回収方式（吸着、冷却凝縮など）の 2 種類がありますが、その組合せ方式も含まれます。

ここでいう処理には、全量に近い処理ばかりではなく、部分的な処理も含まれます。

#### 1.2. 実証試験の実施場所

- ① 都環研が実証試験を実施することから、実証試験の実施場所は、原則として東京都内又はその近隣地域とします。
- ② 実証試験の実施場所は、すでに稼働している対象技術が設置されている場所、又は実証試験のために新たに実証対象機器を設置される場所等を提案してください。

### 2. 申請者の要件

- ① 対象となる技術を保有すること。
  - ② 実証試験の実施場所を提案できることなど、「中小事業所向け VOC 処理技術実証試験要領（第 1 版）（平成 20 年 6 月 6 日財団法人日本環境衛生センター・環境省水・大気環境局）」で定められている事項を順守できること。
- ※ 実証試験要領は、環境省の環境技術実証事業に関する下記のホームページを参照してください。

<http://www.env.go.jp/policy/etv/>

- ③ 技術実証に関する実証機関の運用方法を定めた「技術実証に係る申請及び実施に関する要領」で定められている事項を順守できること。

※ この要領は、財団法人東京都環境整備公社東京都環境科学研究所の環境技術実証事業に関する下記のホームページを参照してください。

<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kankyoken/>

### 3. 対象技術の申請及び実証技術の選定

#### 3.1. 申請方法

実証申請書(別紙)及び申請書に添付する資料を各 15 部（正本 1 部、写し 14 部）提出してください。

#### 3.2. 申請期限

平成 20 年 12 月 5 日（金）必着

#### 3.3. 実証技術の選定

申請していただいた後、書類選考及び実証機関が設置した技術実証委員会等での意見を踏まえ、総合的に判断した上で対象となる技術を選定し、実証運営機関である財団法人日本環境衛生センターの承認を得て決定します。また、審査結果につきましては申請者に個別に通知するとともに、採用技術については公表することとしておりますが、選定経過については非公開とさせていただきます。

### 4. 費用負担

#### 4.1. 実証試験実施に係る手数料について

平成 20 年度から、実証試験実施に係る実費（以下の項目）は、実証試験実施に係る手数料として、実証申請者の負担となります。

- ① 測定・分析等の費用
- ② 人件費、消耗品費および旅費

これらの費用は、実証技術の内容、試験実施場所および実証試験の項目等により異なりますが、実証申請者と調整し、試験計画の内容が確定した後、積算した上で決まることとなります。

#### 4.2. 手数料の納付について

手数料は、原則として、実証試験開始前に納付していただくこととなります。なお、実証試験項目の変更等が生じた場合には、手数料額は改めて確定することとなります。

実証試験実施に係る実費は、申請者に手数料として負担していただくことになっております。納付先は、実証運営機関である(財)日本環境衛生センターになります。

#### 4.3. 実証試験に係る自己負担について

実証試験を実施するに当たって、以下の項目に要する費用は、実証申請者の負担となり

ます。

- ① 対象技術の試験実施場所への持ち込み、設置、撤去等に要する費用
- ② 実証対象機器の維持管理に要する費用
- ③ 追加的に発生する薬剤、消耗品、電力等の費用

#### 4.4. その他の費用

実証事業運営に係る経費（実証試験計画の策定、技術実証委員会開催費用等の運営費用等）は環境省の負担となります。

#### 4.5. 手数料の想定額

実証試験実施に係る手数料は、1技術あたり130～530万円程度を想定していますが、手数料の確定は申請者と調整し、試験計画の内容を確定し積算した上で決まることとなります。

### 5. スケジュール（予定）

	9月	10月	11月～1月	2月	3月
対象技術の募集、選定	←				
試験計画の策定			→		
実証試験の実施			←		
報告書の作成				←	
運営機関への報告・公開					←

### 6. その他

- ① 実証試験の終了後には実証試験結果報告書を作成し、環境省のホームページを通じて公表される予定です。
- ② 特許等の関係で公開を希望されない情報等につきましては、別途相談させていただきます。
- ③ 本事業は、対象技術の性能を客観的に試験し、その結果を公表するものであり、その技術について、実証機関が認証や認定を与えるものではありません。

### 7. 申請書提出先及び問い合わせ先

財団法人東京都環境整備公社 東京都環境科学研究所 調査研究科

担当 横田久司、秋山薫

〒136-0075 東京都江東区新砂 1-7-5

電話 03-3699-1331（代表）